

【平成28年度大会】

共通論題

報告要旨：山野 嘉朗

フランス・ベルギー保険契約法

—憲法規範・条約規範の影響—

愛知学院大学 山野 嘉朗

1. はじめに

本報告が対象とするフランスおよびベルギーの保険法に関し、近年もっとも注目されるのは、保険契約法の諸規定が上位規範である憲法規範や条約規範に抵触するものとして訴訟が提起され、条文によっては法改正を余儀なくされているという状況である。本報告は、その概要を紹介すると共に若干の検討を試みるものである。

2. 違憲訴訟と保険契約法

2-1. フランスの法状況（法律の事後審査<違憲立法審査>制度である QPC の導入とその影響）

（1）破毀院第2民事部 2010年10月21日判決

訴権について、時効の中断は保険金の支払に関しては保険契約者が保険者に宛てた配達証明付書留郵便の送付によって生じうる、と定める保険法典 L.114-2 条は、被保険者が有効な裁判上の請求を行う権利を実質的に侵害していない。

（2）破毀院第2民事部 2011年1月13日判決

生命保険契約およびカピタリザシオン契約に関するクーリングオフの規定である保険法典 L.132-5-1 条は、憲法が保障する権利と自由を侵害しているとはいえない（保険者は同条の制裁規定の不均衡を主張）。

（3）破毀院第2民事部 2011年10月19日判決

生命保険金と持戻しおよび遺留分減殺に関する保険法典 L.132-12 条および L.132-13 条の規定は憲法に違反しない。

2-2. ベルギーの法状況（生命保険金と持戻し・遺留分減殺）

（1）憲法院 2008年6月26日判決

陸上保険契約法第 124 条は、生死混合保険の形式による被相続人の貯蓄取引の場合の保険金に関して遺留分を主張できないという効果を有する点で憲法に違反する。

（2）憲法院 2010年12月16日判決

陸上保険契約法第 124 条の規定は、持戻しに関する限りは憲法に違反しないが、貯蓄型生命保険に関する限り、遺留分侵害による減殺請求との関係で憲法に違反する。

（3）法改正（2012年12月10日の法律・2014年4月4日の法律）

① 1992年6月25日の陸上保険契約法 124 条の改正

② 保険に関する 2014年4月4日の法律により 188 条とナンバリング変更

3. EU 法およびヨーロッパ人権条約と保険契約法

3-1. 男女差別規定（EU 司法裁判所大法廷 2011年3月1日判決）

理事会指令 2004/113 第 5 条第 2 項に定める男女の平等待遇に対する適用除外は無制限に存続する危険があるので、2012年12月21日以降は無効とすると判示した結果、加盟国においては同日以降、男女別料率の使用が不可能となった。

【平成28年度大会】

共通論題

報告要旨：山野 嘉朗

(1) フランスの対応

保険法典 L.111-7 条 ⇒ 2013年7月26日の法律により改正

(2) ベルギーの対応

男女差別と戦う 2007年5月10日の法律 (2007年12月21日に保険に関する性別の扱いに関して改正) 10条 ⇒ 2012年12月19日の法律により改正

3-2. 裁判権と時効 (ヨーロッパ人権裁判所 2009年7月7日判決とベルギー法改正 (2014年4月4日の法律第89条))

(1) 事案の概要と判旨

父親の死亡の結果、当時未成年であった2名の子 Xらが、父親が契約していた生命保険の保険金請求権を取得した。2名の子の法定財産管理人である母親 Y₁は Y₂保険会社から保険金の支払を受け、同保険金額を銀行に預金していたが、これを費消した。成人した Xらは、Yらに対し、保険金額の支払を求める訴訟を提起した (その後、Xらは Y₁と和解)。管轄裁判所は時効を理由に Xらの Y₂に対する請求 (その法的根拠は、後見裁判官の許可を受けることなく法定代理人に保険金を支払ったという過失に求められる) を棄却した。そこで、Xらは、未成年の間は自ら訴えを提起することができないにもかかわらず、未成年の間も時効は停止しないと判示した点で、ベルギーの裁判所は実質的な訴権を剥奪しており、ヨーロッパ人権条約第6条に違反していると主張して、ヨーロッパ人権裁判所に提訴した。同裁判所は、時効期間を厳格に適用することは、原告の裁判を受ける権利の行使を妨げることになり、ヨーロッパ人権条約第6条第1項に違反すると判示した。

(2) ベルギー法改正

上記判決を受けて、2014年の法改正により、未成年については成年に達する日まで時効が進行しないと規定した (第89条第1項)。

3-3. 生命保険金と持戻し・遺留分減殺 (フランス破産院第1民事部 2014年3月19日判決)

生命保険金と持戻し・遺留分減殺に関する保険法典 L.132-13条はヨーロッパ人権条約 (差別禁止規定) に違反しない。

4. 総括と日本法への示唆

基本的人権と保険法の関係がわが国で論じられることはほとんどないが、ヨーロッパでは、近年、これが大いに論じられている。保険制度は経済合理性という価値基準を基に構築されている。他方、法の世界には、法の下での平等・差別禁止という価値基準が存在する。フランスやベルギーでは、裁判という場において、これらの価値基準の衝突が起こっている。このような議論が、わが国の法解釈論や立法論に直ちに影響を与えるものではないが、国際化が急速に進む中で、保険取引においても各国の価値基準の差異に留意しなければならない場面が増えてくるものと予想される。なお、第三者のためにする生命保険契約と遺留分減殺や持戻しに関する問題はわが国でも重要であり、フランス・ベルギーの法動向はそれなりに示唆に富むものといえよう。